

障害者差別解消法を大学構成員に浸透させる挑戦

—名古屋大学学生相談総合センター障害学生支援室によるさまざまな取り組み—

はじめに 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）や、障害のある人々への対応方法や知識の啓発などは、障害者支援の課題のひとつである。そのため、多くの大学では教職員向けのFD・SDが行われている。しかしながら、FD・SDにすべての教職員を参加させることは不可能である。そこで本発表では、名古屋大学障害学生支援室が行った、法律浸透のためのさまざまな取り組みの一部を紹介することとする。

2015年度年間スケジュール		研修会・シンポ	オンライン研修
4月		<p>学生支援担当部署の教職員から、差別解消法の概要や、学生の大学適応の促進に関する方略を学ぶ。</p> <p>ターゲットを絞り、参加を促進。</p> <p>「障害者差別解消法施行に伴う本学の課題とその対応 - 学生相談総合センターの取り組み -」 名古屋大学学生相談総合センター教職員 参加者：62名</p>	<p>オンライン上に設置された名古屋大学のe-learningシステムを用いて、障害者差別解消法の概要、名古屋大学の支援体制などを学ぶ。学習者は研修シート（4枚）で学んだ後、習熟度を測るためのチェックテストに回答する。</p> <p>平成27年度 障害学生に対する修学支援（法的義務）に係るe-Learning 受講者：(日) 946名 (英) 45名</p> <p>a </p> <p>b </p> <p>[e-learningフェイスシート(a:日本語、b:英語)]</p>
5月		<p>法律家から、法の概要や「障害の社会モデル」の考え方などを学ぶ。</p> <p>「障害者差別解消法とは何か ~大学構成員として知らないでは済まされない~」 東 俊裕 教授 (熊本学園大学) 参加者：129名</p>	
6月	<p>教授会出張講座 9学部・研究科：507名</p>		
7月			
8月	<p>1・2年生担任教員向けFD</p>		
9月		<p>企業経営者等から、障害者が働きやすい社内環境づくりの実践を学ぶ。</p> <p>「多様性」をキーワードとすることで、さまざまなマイノリティに関心のある人たちを呼び寄せる仕掛けを作る。</p> <p>シンポタイトル：「多様な人々と共に働く世界の実現に向けて」 基調講演：橋本 孝之 氏 (日本IBM(株) 副会長) 講演： 猿谷 哲 氏 (ランスタッド社長兼COO) 安田 芳樹 氏 (中部電力(株) 多様な人財活躍支援室長) 服部 昭弘 氏 (中電ウイング(株) 統括部長) 村田 淳 助教 (京都大学) 参加者：138名</p>	
10月	<p>FD・SD 第1弾</p>		<p>オンライン研修</p>
11月			
12月	<p>教授会出張講座 1学部・研究科：44名</p> <p>全構成員対象シンポジウム</p>		
1月	<p>FD・SD 第2弾</p>	<p>障害学生支援を行っている大学の教員から、障害者支援体制、発達障害学生への対応などを学ぶ。</p> <p>「『合理的配慮』とは何か：誰に？どのように？ ~東京大学バリアフリー支援室の取組から学ぶ~」 桑原 斉 准教授 (東京大学) 中津 真美 特任助教 (東京大学) 参加者：107名</p>	
2月			<p>オンラインアンケート</p>
3月			<p>多様な人々に対する意識やその受け入れに關するウェブアンケート 受講者：(日) 639名 (英) 20名</p> <p>a </p> <p>b </p> <p>[アンケート(a:日本語、b:英語)]</p>

まとめ 昨年度、障害学生支援室ではFD・SDやシンポジウムに加えて、日本語及び英語版を用意したオンライン研修を行った。結果として、**のべ2,687名の大学構成員に研修を提供した**。つまり、多くの大学構成員が「障害者差別解消法」や「合理的配慮」といった言葉に触れたことになる。課題として、研修の効果が未検証であること及び学生に向けた取り組みが不十分であったことが挙げられる。しかしながら、**本学の取り組みは、さまざまな方法で知識の伝達を図ったという点できわめて特徴的であり、他校への示唆に富むものだと考えられる。**

【名古屋大学学生相談総合センター障害学生支援室】

佐藤剛介 (特任講師)
瀬戸今日子 (障害者専門職)
後藤悠里 (学生相談員)
平田麻予 (事務補佐員)

TEL: 052 (789) 4756
FAX: 052 (747) 6457
E-mail: osd@gakuso.provost.nagoya-u.ac.jp